様式第30号（第24条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 納付納入 | 通知書 |
| 年　　月　　日第二次納税義務者（保証人）住（居）所（所在地）氏名（名称）　　　　　　　殿村長　　　　　　　　　印あなたは、地方税法第11条第1項の規定により、下記の納税者（特別徴収義務者）の第二次納税義務者（保証人）として、同人の滞納金額のうち、下記の金額を納付（納入）しなければならないことになりましたので、納付（納入）期限までに納付（納入）してください。 |
| 者収義務特別徴納税者 | 住（居）所（所在地） |
| 氏名（名称） |
| 滞納金額 | 年度 | 税目 | 納期限 | 督促状発付年月日 | 税額 | 督促手数料 | 延滞金額 | 加算金額 | 滞納処分費 | 法定納期限等 |
|  |  | ・ ・ | ・　・ | 円 | 円 | 円 | 円 | (　)円 | ・ ・ |
|  |  | ・ ・ | ・　・ |  |  |  |  | (　) | ・ ・ |
|  |  | ・ ・ | ・　・ |  |  |  |  | (　) | ・ ・ |
|  |  | ・ ・ | ・　・ |  |  |  |  | (　) | ・ ・ |
|  |  | ・ ・ | ・　・ |  |  |  |  | (　) | ・ ・ |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 上記の滞納金額のうち、あなたが納付（納入）すべき金額、　　円に延滞金額及び滞納処分費を加えた金額 | 納付（納入）期限 | 納付（納入）の場所 |
| 年　 月　 日まで |  |
| い理由ばならなわなけれ務）を負（保証債税義務第二次納 |  |
| 記1　「延滞金額」は、納期限（更正、決定、修正申告書の提出があった場合は、その納期限）の翌日から納付（納入）の日までの期間に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）につき年14.6パーセント（納期限（更正、決定、修正申告書の提出があったものは、申告納付（納入）すべきであった納期限までの期間又はこの納付（納入）すべき納期限）の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合で計算した金額です。なお計算した額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が500円未満であるときは、その端数金額又はその全額は切り捨てます。2　「滞納処分費」に、滞納処分に要した費用で、（　）書の金額はこの通知書作成の日までのものです。 |
| 注意 | この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定によって村長に審査請求をすることができます。 |